マイカー通勤管理規程（例）

第１条（目的）

この規程は，マイカーを通勤のために使用するときの管理について定める。

第２条（マイカーの定義）

この規程でいうマイカーとは，道路交通法に定める車両のうち，自動車及び原動機付自転車で，従業員が所有または占有しているものをいう。

第３条（所管）

この規程に定める事務の取扱等は，〇〇部の所管とする。

第４条（マイカー通勤の許可）

マイカー通勤を希望する者は，所定の誓約書を提出し，マイカー通勤の許可を得なければならない。ただし，許可の基準は次のとおりとする。

・第１２条の自動車保険の条件を満たしていること

・通勤距離が〇キロ以上ある者

・交通の便が悪く車両以外の通勤が著しく不便な者

２　マイカー通勤を許可した者には，許可証を交付する。許可証は常に携行し，提示を求められたときには直ちに提示できるようにしておかなければならない

第５条（駐車場所）

マイカー通勤者の車両は，会社の指定した場所以外に駐車してはならない。駐車場の使用管理については別に定める。

第６条（業務使用の禁止）

マイカーを会社の業務に使用することは原則として禁止する。ただし，業務の必要上やむを得ない場合で，使用許可申請書による申請があった場合に限り，特にこれを認めることがある。

第７条（禁止事項）

マイカー通勤者は，会社の許可なくマイカーに会社の名称を書いたり，会社のマークの入ったステッカー等を貼るなど会社を表示する行為をしてはならない。

第８条（変更の通知）

マイカー通勤者は次のような変更のある場合は，速やかに会社に通知しなければならない。

（１）車両の買い替え等により，通勤に使用するマイカーの変更が生じた場合

（２）通勤経路に変更が生じた場合

（３）自動車保険の内容に変更が生じた場合

（４）マイカー通勤をやめる場合

第 9 条（事故の報告）

マイカー通勤時に万一交通事故を起こしたときは，直ちに警察に連絡するとともに，会社に事故の内容を届け出なければならない。

第 10 条（事故処理）

マイカー通勤者が通勤中に起こした事故については，会社は一切その責任を負わない。また，駐車場におけるマイカー同士の事故および駐車中に生じたマイカーの破損や盗難等についても会社は一切その責任を負わない。

２　駐車場において会社の車両や施設に損害を与えた場合は，賠償しなければならない。

第 11 条（求償権）

マイカー通勤者がこの規程に違反して事故を起こし，それによって会社が損害を受けた場合，会社は会社の受けた損害の賠償を本人に請求することができる。

第 12 条（保険の付保）

マイカー通勤者は，次の種類の自動車保険に加入しなければならない。

（１）自動車損害賠償責任保険

（２）自動車保険

・対人賠償保険　　無制限

・対物賠償保険　　1000 万円

第 13 条（許可の有効期間）

通勤に使用するマイカー通勤の許可の有効期間は，許可を受けた日の翌日から起算して１年間とする。有効期間終了後も継続してマイカーによる通勤を希望する者は，有効期間が満了する１ヶ月前に所定の手続により許可の更新を受けるものとする。

第 14 条（車両通勤許可の取消）

マイカー通勤者が重大事故を起こした場合や，この規程に違反した場合は，マイカー通勤を取消すことがある。

付則

この規程は　　年　　月　　日より実施する。